

制度情報—2024年9月の法令から—
北京市大地律師事務所
(北京市大地律師事務所 日本部監修)

I. 重要な法令のポイント解説

法定定年退職年齢の漸進的延長実施に関する国務院による弁法

(発令元) 国務院

(公布日) 2024年9月13日

(施行日) 2025年1月1日

1. 主なポイント

- (1) 男女従業員の法定定年退職年齢を徐々に延長することを規定した。2025年1月1日から2039年12月まで、男性従業員の法定定年退職年齢を60歳から63歳に徐々に延長し、法定定年退職年齢を4カ月ごとに1カ月延長する。女性幹部（管理職）の法定定年退職年齢を55歳から58歳に徐々に延長し、法定定年退職年齢を4カ月ごとに1カ月延長する。女性労働者の法定定年退職年齢を50歳から55歳に徐々に延長し、法定定年退職年齢を2カ月ごとに1カ月延長する。（第1条）
- (2) 2030年1月1日から、従業員が毎月受け取る基本年金の最低納付年限を15年から20年に徐々に引き上げ、毎年6カ月引き上げる。（第2条）
- (3) 従業員の弾力性のある早期退職または遅延退職に制限を設けた。つまり、従業員が最低納付年限に達した場合、早期退職を弾力的に自主選択することができるが、早期退職期間は最長3年を超えず、かつ定年退職年齢は女性従業員50歳、女性幹部（管理職）55歳及び男性従業員60歳の元法定定年を下回ってはならない。従業員が定年退職を延長することを選択した場合、会社と協議し一致しなければ定年退職を延長することができない。もし会社が同意しなければ、従業員は定年退職を延長することを一方的に決定することはできず、定年退職を延長する期間は最長3年を超えない。（第3条）
- (4) 坑内、高所、高温、特別重労働など国が定めた特殊職種、及び標高の高い地域で働く従業員に関して、従来の特殊職種の早期退職メカニズムを規範化する。法定定年退職年齢が延長すると、これまでに国務院が発表していた「労働者の定年、退職に関する国務院による暫定弁法」第1条第(2)項に規定された特殊職種の早期退職の法定年齢も変化する可能性がある。（第8条）

2. 今後の留意点

従業員の定年退職年齢延長は、現地企業の人事管理、労働契約の履行と終了、社会保険の納付、定年退職年齢の確定、退職手続きの取り扱い、労働争議の解決、及び「役員人材」「若手人材」のキャリアラダー計画などの各方面に直接的な影響を与え、従業員の高齢化はより多くの労災、病気休暇、医療保険などにどのように対応するかとい

う問題をもたらす可能性がある。そのため、経験ある現地弁護士と事前にコミュニケーションをとり、従業員や企業の合法的権益を保護するために合法的、合理的、確実な対策の提供について検討する必要がある。（全文計9条）

ネットワークデータ安全管理条例

（発令元） 国務院

（法令番号） 国令第790号

（公布日） 2024年9月30日

（施行日） 2025年1月1日

1. 主なポイント

(1) 本『条例』の適用範囲を規定し、『条例』の域外適用効力を付与した。中国国外で中国国内自然人（中国公民、外国国籍及び無国籍者を含む）の個人情報処理する活動を行う場合、若しくは中国国外で処理してネットワークデータ処理活動を展開することで中国の国家安全、公共利益又は公民、組織の合法的権益を損なう場合、この『条例』によって規制される。自然人が個人または家庭事務で個人情報を処理する場合には、本条例は適用されないことに留意する必要がある。

（第2条、第63条）

(2) ネットワークデータ処理者（ネットワークデータ処理活動において処理目的と処理方式を自主的に決定する個人、組織を指す）のデータ処理の一般的義務を規定する。ネットワークデータ処理者が個人情報や重要データの処理を第三者に提供、委託する義務を規制した。例えば、ネットワークデータ処理状況記録は最低3年間保存する義務がある。（第12条）

(3) ネットワークデータ処理者が合併、分割、解散、破産などの原因でネットワークデータを転送する必要があることを提出した場合、ネットワークデータの受信者は依然ネットワークデータ安全保護義務を履行し続ける必要がある。（第14条）

(4) 企業が個人情報処理規則を制定して告知義務を履行する内容、形式などを通じて具体的な規制要求を提出することに関しては、企業などは内部個人情報処理規則を参考に改善することができる。（第21条）

(5) 個人情報処理の際の「同意」ルールを細分化した。例えば、個人が個人情報の処理に同意しないことを明確に表明した後は、頻繁に同意を求めてはならないとした。

（第22条）

(6) 個人情報削除権以外に、個人の請求権の行使を必要とせずにネットワークデータ処理者が履行しなければならない削除義務及びその適用状況を追加した。（第24条）

(7) ネットワークデータ処理者が国の関連規定に従って重要データを識別、申告する法定義務を新規追加した。ネットワークデータ処理者は、国が作成する重要なデータ目録、並びにネットワークデータ処理者に積極的に通知公開するもの以外にも、関連規定に適時に注目し、重要データを自主的に識別し、申告しなければならない。

（第29条）

- (8) ネットワークデータの国境を越えた流動について、インターネット情報部門が関係部門と協調して国家データ越境移転安全管理特別業務メカニズムを構築する。本「条例」は、個人情報越境移転と重要データ越境移転コンプライアンスの経路と方法について再整理した。（第 35 条、第 37 条、第 38 条など）
- (9) 本条例は、ネットワークデータ処理者が条例設定において違反した場合の各コンプライアンス義務について具体的な法的責任を設定した。（第 55 条、第 56 条、第 57 条など）

2. 今後の留意点

本『条例』は『サイバーセキュリティ法』『データセキュリティ法』『個人情報保護法』（以下「三法」という。）における関連条項と、企業などのデータ処理者の義務を細分化、補充しており、異なるタイプのネットワークデータ処理者の各種データ処理活動を規制している。しかし、一部の行為は『条例』に違反すると同時に三法の罰則に違反する可能性があることから、具体的な処罰適用において困惑を招く可能性がある。各現地日系企業は『条例』の内容を正しく十分に理解した上で、データの分類、等級分けをしっかりと行ったうえで、企業内部のデータ処理コンプライアンス業務制度を展開し、整備されたものとする必要がある。（全文計 64 件）

中華人民共和国民法典』権利侵害責任編の適用 に関する最高人民法院の解釈（一）

（発令元）最高人民法院

（法令番号）法釈〔2024〕12号

（公布日）2024年9月26日

（施行日）2024年9月27日

1. 主なポイント

- (1) 不法に被保護者を保護者の監護から離脱させる誘拐売却、誘拐などについての権利侵害責任を新規追加し、後見人による家族探しの合理的な費用賠償を支持する。（第 1 条、第 2 条、第 3 条）
- (2) 雇用主と労働関係を形成する従業員、雇用主の作業任務を実行する他の人員（例えば労務派遣人員、非全日制従業員など）を規定し、作業任務の実行により他人に損害を与えた場合、被侵害者が雇用主に賠償責任を請求した場合、支持を得ることができる。（第 15 条）
- (3) 労務派遣関係における労務派遣者による権利侵害責任の負担問題を細分化した。労務派遣期間中、労務派遣者が業務遂行の任務により他人に損害を与えた場合、原則として労務派遣を受けた雇用主（以下「雇用側」という）がすべての賠償責任を負うが、労務派遣側に、従業員の不当派遣や、法に基づく訓練義務を履行していないなどの過失があった場合、過失の範囲内で雇用側と共同で責任を負うことができるとした。労務派遣側と雇用側に別途約定がある場合を除き、労務派遣側が先に立

て替えて支払った自己責任を超える費用については、雇用側に返済を請求することができる。（第 16 条）

(4) 従業員について、従業員が業務遂行中に犯罪を実行した場合、雇用主が民事責任を負うことに影響しないことを規定した。同時に雇用主が賠償責任を負う範囲と刑事事件における追納、賠償還付の関係を規定した。（第 17 条）

(5) 欠陥製品による製品自身の損害は、製品責任の賠償範囲として認定するとした。（第 19 条）

2. 今後の留意点

各日系企業や現地駐在員は、生産や生活の過程で民事侵害に関する状況を避けることは難しいことから、本司法解釈を正しく理解し合理的に利用する方法を習得するため、現地弁護士と共にタイムリーに検討を進め、抗弁によって、また合法的な方法によって自身の合法的権益を守る必要がある。（全文計 26 条）

医療分野開放試行作業に関する商務部、国家衛生健康委員会、 国家薬品监督管理局による通知

（発令元）商務部 国家衛生健康委員会

国家薬品监督管理局

（法令番号）商資函〔2024〕568号

（公布日）2024年9月7日

（施行日）2024年9月7日

1. 主なポイント

(1) 再生医療幹細胞などの技術に対する外商投資企業の外商投資制限を緩和する。

2024年9月7日から、外国投資企業は北京、上海、広東の3つの自由貿易試験区と海南自由貿易港の4か所の特定地域で、製品の登録上場と生産のためにヒト幹細胞、遺伝子診断と治療技術の開発と技術応用に従事することを許可し、登録上場と許可生産を経たすべての製品は、全国で使用することができる。（第1条）

(2) 外国投資企業の中国における独資病院設立の制限を緩和する。北京、天津、上海、南京、蘇州、福州、広州、深セン、海南島全島に外資系独資病院を設立することを許可する（中医類を除く。公立病院の買収合併を含まない）。これは、外国投資家が独資病院を設立する際、「中医類」を含む病院を設立することはできず、「中国公立病院（中国政府が経営する病院）買収方式」での独資病院設立はできないが、「私立病院買収合併」方式で独資病院を設立することは制限されていないことを意味する。（第2条）

2. 今後の留意点

本『通知』の発表は、日中両国の医療・投資機関にとって重大な朗報となる。但し、現在の外資による独資病院設立の条件、審査許可権限の設置、具体的な手順などは、中

国政府当局が後続で発表する政策文書と具体的な細則要求を待つ必要があることに留意しなければならない。各日系企業及び外商投資家は政策制定の動きに適時に注目する必要がある。

同時に、外商が中国に独資病院を設立するには、現地の法規・コンプライアンス要件、中国の医療保険支払いをカバーできるかどうかや、外国人医師の中国での勤務、現地病院とのカルテや検査結果などの情報資源共有可否など、制限やリスクを伴う障害に直面する可能性があるため、現地の実務経験があり情報リソースを有する法律事務所などの機関と協力することにより、コンプライアンスを前提として中国での事業をスムーズに拡大することが必要である。（全文計2条）

外商投資参入特別管理弁法（ネガティブリスト）（2024年版）

（発令元）商務部 国家発展改革委員会

（法令番号）国家発展改革委員会

商務部令 2024 年第 23 号

（公布日）2024 年 9 月 6 日

（施行日）2024 年 11 月 1 日

1. 主なポイント

(1) 原則として外国投資家は『ネガティブリスト』内の領域への投資を禁止、若しくは『ネガティブリスト』の要求する株式要求、役員要求などの投資を禁止するが、国務院の関係主管部門の審査を経て国務院に報告し、承認されることにより、特定の外商投資は『外商投資参入ネガティブリスト』内の関連領域の規定を適用しなくてもよい。例えば、外商投資企業は北京、上海、広東の自由貿易試験区と海南自由貿易港では、再生幹細胞などの技術への投資に従事することができ、北京など9つの地域に外商独資病院（中医類を除く。合併公立病院を含まない）を設立する場合、『ネガティブリスト』（2024版）の第17条と第22条の規定を適用しない。

（説明部分第5条、第17条、第22条）

(2) 依然として中国の法律事務所への投資（中国の法律環境の影響に関する情報提供を除く）と社会調査分野への投資を禁止し、国内の弁護士事務所のパートナーとなつてはならない。（第14条、第16条）

2. 今後の留意点

2024年版全国外資参入ネガティブリストの制限措置は31条から29条に減少し、「出版物の印刷は中国側が管理する」、「漢方薬の錠剤の蒸、炒、炙、煨など加熱調合技術の応用と、漢方成薬秘伝処方製品生産への投資の禁止」の2項目が削除されたことで、製造業分野の外資参入制限措置は全面的に撤廃され、外国投資に対する対外開放度はより広がった。各日系企業は、投資前にできるだけ投資分野、投資する場所、弁護士への事前確認、事前のフィジビリティスタディ実施などを組み合わせ、完備された戦略投資スキームを確定し、法に基づくコンプライアンスに沿った投資により設

立運営を進めることが望ましい。（全文計 29 条）

市場監督部門によるビジネス環境の最適化に関する重点措置（2024 年版）

（発令元）国家市場監督管理総局

（法令番号）商資函〔2024〕568 号

（公布日）2024 年 9 月 3 日

1. 主なポイント

- (1) 公平な競争制度規則の制定と整備を加速する。例えば、「水平型経営者集中審査ガイドライン」により、経営者集中独占禁止審査申告規範を制定した。（第 2 条）
- (2) 経営主体の参入・退出において、全国統一大市場の建設を加速し、全国統一市場の制度規則を構築する。例えば、企業が地域を跨いだ移転をする場合、移転先政府が企業移転による税収減少などにより非協力的になることを避けるため、企業は移転先政府当局の許可を得ずに直接入居先に登記することができる。市場経済発展を促進するため、企業が登記した経営範囲外の非許可経営活動に従事する場合であっても経営範囲外であるという理由だけで行政処罰を受けることはない。ただし、事前に承認を得なければ経営できない恐れがある事項（パック済み食品の販売、食品生産など）に従事する際、事前に経営許可を得ていない場合は、行政処罰を受けることになるため注意が必要である。（第 5 条）
- (3) 各地の法執行処罰基準が一致しない状況の発生を減少または回避するために、本措置は各地方に対し行政処罰裁量権基準の整備を指導し、処罰の種類と処罰幅を科学的に確定し、「軽微な犯罪への重い罰則」や「類似のケースでの異なる罰則」という現象を防ぐとともに、論争が起きやすい分野に対する市場監督管理分野の法執行処罰に関するガイドラインを制定した。これにより、企業は案件処理のガイドラインと裁量権基準を参考にし、処罰可能性に対する合理的な予想と判断ができる。（第 17 条）
- (4) 法律に基づいてプロクレームや違法クレーム行為を規制し、取り締まる。消費者が混入、すり替え、偽造、商品生産日改ざん、事実の捏造などの方法で経営者から賠償をだまし取ったり、恐喝したりした場合の懲罰的な賠償請求は支持されず、罰金や行政拘留の可能性があり、さらには恐喝などにより刑事犯罪を構成する恐れがある。（第 20 条）

2. 今後の留意点

40 条から成る本重点措置により、市場及びビジネス環境をある程度最適化し、内外資企業の中国での生産経営及び投資に積極的促進作用を与えるものとなり得る。しかし、この措置は原則性が強いため、将来的に各地域の市場監督管理部門がより細分化された措置と細則を打ち出すことが予想される。

企業と密接に関連する登録登記、変更登記、閉鎖退出、生産経営秩序及び法執行の監督管理及び処罰などの事項について、日系企業各社は現地政府当局との交渉を通じ

て、当該重点措置に対する現地政府当局の理解及び実務執行状況を正確に理解する必要がある。（全文計 40 件）

**食品生産経営企業内部告発者の告発に対する奨励実施
に関する市場監督管理総局財政部による公告**

（発令元）国家市場監督管理総局 財政部

（法令番号）市場監督管理総局

財政部公告 2024 年第 37 号

（公布日）2024 年 9 月 19 日

（施行日）2024 年 9 月 19 日

1. 主なポイント

- (1) 当該『公告』の適用範囲について、市場監督管理部門が食品生産経営企業及びインターネット食品取引第三者プラットフォーム提供者（以下「企業」という。）の内部告発者による企業の食品品質安全違法行為の実名告発を奨励実施した場合、当該『公告』を適用することを確定した。（第 1 条）
- (2) 「内部告発人」の概念と範囲を定義した。内部者とは企業と労働契約を締結した者を指し、関係者とは 1 年以内に企業と労働契約を解除した者、企業と業務連絡がある者、企業が臨時に採用した者などを指す。（第 2 条）
- (3) 報告書の調査が事実であれば、調査処理を担当する市場監督管理部門は最終的な処理決定を下した後、奨励条件に合致する内部告発者に最高 100 万元の奨励金を与えることができる。（第 5 条）
- (4) この『公告』は、通報者の通報内容に関する真実性に応じた責任を提出しており、内部通報者による虚偽、捏造証拠の提供や、事件状況の虚偽報告、事件処理の妨害については、奨励金がかく奪されるだけでなく、他人を誣告したことにより民事、行政、さらには刑事責任を負う可能性がある。（第 10 条）

2. 今後の留意点

本公告公布後、食品生産経営企業は政府当局、社会公衆の監督管理を受けるだけでなく、企業内部の従業員、あるいは企業と業務関係にある外部の人員の監督管理を受けることになるため、企業に対するコンプライアンス要求はより高くなる。

現従業員や元従業員の中には、報奨金目当てで企業の問題やコンプライアンス違反を実名報告する者がいる可能性は否定できない。従って、企業は内部コンプライアンス管理を強化し、従業員による食品安全問題の内部通報制度を確立し、通報した従業員に一定の報酬を与えるようにし、従業員による市場監督部門への直接通報により企業の風評被害や財産損失を大きくなることを避ける必要がある。（全文計 12 条）

II. 法令運用上のケーススタディ解説

1. 事件の概要

2022年3月30日、曹氏は北京A社の運営マネージャーとして入社し、3年間の有期労働契約を締結した。曹氏は普段バイクで通勤し、職場から家までは約15分から20分程度である。

2022年4月2日正午、曹氏は妻の李氏に、当日夜に部門の会食があるため、20時30分にバイクで会社からホテルに向かい、会食後の23時30分頃にバイクで家に戻ることをWeChatで連絡した。会食は曹氏と製品部門のマネージャーが共同で企画したもので、他の同僚も数名参加しており、会食費用は製品部門のマネージャーが支払った。曹氏は帰宅途中の23時48分に、北京市昌平区某所で陳氏が運転する小型普通乗用車と衝突した。曹氏は負傷し、車両2台が破損した。曹氏は病院で治療を受けたものの、2022年4月7日に死亡した。

2022年5月26日、北京市公安局公安交通管理局昌平交通支隊は『道路交通事故認定書』を発行し、事故の主要責任は陳氏が、副次責任は曹氏が負うと認定した。

2022年11月21日、曹氏の妻李氏は北京市の某区人社局に労災認定を申請した。しかし、人社局が「労災不認定決定書」を発行したため、李氏はこの決定を不服として、北京の某区裁判所に行政訴訟を提起した。

2. 紛争の焦点

会食後の帰宅途中に発生した交通事故による死亡案件は労災とみなすべきか。人社局の決定は合法か。

3. 弁護士分析

会食後の帰宅途中に発生した交通事故による死亡案件は、労災と見なすべきではなく、人社局が下した決定は合法である。具体的な分析は以下の通り。

『労災保険条例』第14条には、従業員が通勤途中に本人に主な責任がない交通事故または都市軌道交通や旅客フェリー、列車の事故により被害を受けた場合は、労災と認定しなければならないと規定されている。『労災保険行政事件の審理に関する若干の問題に関する最高人民法院の規定』第6条では、社会保険行政部門が以下の状況を通勤途中と認定した場合、人民法院は支持すべきとしている。

- (一) 合理的な時間内に勤務地と住所地、常住地、社宅を往復する合理的なルート上の通勤途中である場合。
- (二) 合理的な時間内に勤務地と配偶者、両親、子供の居住地を往復する合理的なルート上の通勤途中である場合。
- (三) 日常の仕事生活に必要な活動に従事し、合理的な時間と合理的なルート上の通勤途中である場合。
- (四) 合理的な時間内の他の合理的なルート上の通勤途中である場合。

上記規定により、従業員が通勤を目的として勤務先と居住地との間を合理的な時間内に往復する合理的なルート上においては、通勤途中であるとみなされることになる。

- (1) 本件では、人社局の調査により、曹氏は退勤後の余暇を利用し、同僚とともに自身が組織した会食に参加しており、退勤を目的とする空間的要素や時間的要素を備えておらず、これは日常の仕事生活に必要な活動ではないと認定されている。
- (2) 会食は雇用主が手配したのではなく、個人が自費で組織したものであり、会社の生産経営には影響を与えておらず、強制力もないため、参加するかどうかは完全に従業員個人の意志によって決定されるものである。加えてこの会食の内容は業務の範疇には属しておらず、業務の継続と見なすべきではない。
- (3) 曹氏が退勤する際の合理的ルートは、職場から居住地までのルートでなければならないが、曹氏の交通事故は、会食に利用したレストランからの帰宅途中に発生したもので、退勤途中の「合理的ルート」上ではなく、会食後の帰宅も「合理的な時間内の退勤途中」には当てはまらない。

そのため、曹氏が会食後の帰宅途中に交通事故で死亡したことは、労災認定に該当しないとした区人社局の決定は適法だった。

4. 本事件の判決

一審裁判所は李氏の訴訟請求を棄却し、人社局が下した労災認定しない、若しくは労災と見なさないとした決定は合法であり、不当な点はないと判断した。

5. 留意点

実務において、従業員は通勤途中に交通事故に遭う可能性があり、会社が従業員に労災保険を掛けておらず、従業員が労災認定された場合、本来労災保険基金が支払うべき労災待遇、例えば医療費や入院食事補助、生活介護費、一括障害補助金（従業員が障害を負った場合）などを、企業が従業員に支払う必要が出てくる。

そのため、企業は次の点に留意する必要がある。

- (1) 従業員が事故を起こした又は労災と認定される可能性がある後、企業は規定の期限内に従業員の労災を申告する義務がある。企業が所定の期限内（事故発生日から30日以内）に労災を申告しておらず、従業員が労災と認定された場合、企業は申告期限内における労災待遇履行の遅延に関する費用を負担する可能性がある。
- (2) 従業員に人身事故などの商業保険を購入することは、従業員の労災保険の納付責任の代用となるものではないため、法律に基づいて労災保険を納付する必要がある。
- (3) 従業員が労災と認定された後に企業が労災保険を納付したとしても、一部費用は企業が負担しなければならない。例えば、休業有給期間給、一括雇用補助金（従業員との労働関係解除の際に支払う）などの費用がある。企業は企業内部で労災事故が発生する確率や従業員数などと合わせて、雇用主責任保険などの商業保険購入による企業への費用転嫁リスクについて総合的に考慮しなければならない。